

日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

調剤報酬全点数解説(2020年度改定版) 「自家製剤加算」

作成：日医工株式会社(公社) 日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第4828号 長岡俊広

凡例

疑義解釈

4月23日 更新内容

P4の疑義解釈の最上段の併算定不可である剤の例示内容を「液」から「散」に変更しました

P5の主な疑義解釈平成14年4月11日(問5)割線のある錠剤の4分割についての可否について、解釈が変更とされているため削除しました

本資料は、2020年3月5日迄の情報に基づき、日医工(株)が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

資料No.20210423-1120-1

日医工がお届けする 調剤報酬の全点数

Stu-GE では、 について詳細な解説資料をご用意しております



<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/information/598>

Stu-GE 調剤報酬全点数



調剤報酬点数表からご確認頂けます

調剤報酬点数 資料掲載確認表 (2021年5月14日時点)

日医工IMPS

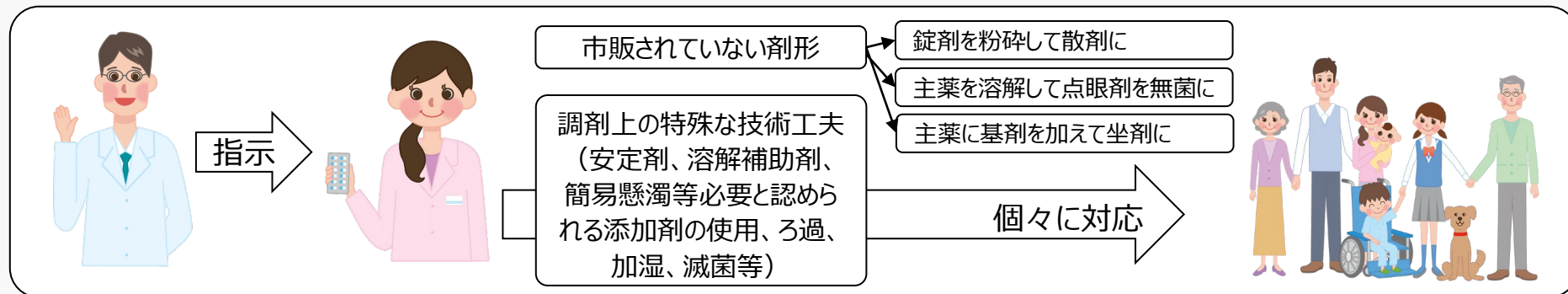
分類	点数名	要件	点数	資料名	Stu-GE	ヤクメド 動画記事	ヤクメド 採録記事
薬学管理料	薬剤服用歴管理指導料	処方箋受付1回につき		「薬剤服用歴管理指導料(1~3、特例)」	1067	https://stu-ge.nichiiko.co.jp/mpi_documents/868	https://yakumed.jp/articles/44
	① 3カ月以内に再来局 (かつ 手帳による情報提供)		43点				https://yakumed.jp/articles/54
	② ①、③、④以外		57点				
	③ 特別養護老人ホーム入所者		43点				
	薬剤服用歴管理指導料 (特例)	3カ月以内の再来局患者のうち手帳の活用実績が50%以下、各加算は算定不可	13点				
	④ 情報通信機器を使用	月1回まで、各加算は算定不可	43点	「薬剤服用歴管理指導料(4)」	1069	https://stu-ge.nichiiko.co.jp/mpi_documents/873	https://yakumed.jp/articles/57
	麻薬管理指導加算		22点	「麻薬管理指導加算、重複投薬・相互作用等防止加算、乳幼児服薬指導加算」	1074	https://stu-ge.nichiiko.co.jp/mpi_documents/884	https://yakumed.jp/articles/55
	重複投薬・相互作用等防止加算	残薬調整以外、残薬調整	40点、30点				https://yakumed.jp/articles/60
	乳幼児服薬指導加算	6歳未満の乳幼児	12点				
	特定薬剤管理指導加算 1	厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	10点	「特定薬剤管理指導加算1,2」	1072	https://stu-ge.nichiiko.co.jp/mpi_documents/877	https://yakumed.jp/articles/51
	特定薬剤管理指導加算 2	抗悪性腫瘍剤の注射 かつ 悪性腫瘍の治療に係る薬剤、月1回まで	100点				https://yakumed.jp/articles/59

01-注6 自家製剤加算

下記の薬剤を自家製剤の上調剤した場合は、内服薬を除き投薬量、投薬日数等に関係なく、1調剤行為につきそれぞれの点数を加算する。予製剤については下記の点数の20/100に相当する点数を算定する。
(同一剤形・同一規格が薬価基準に収載されている場合は対象外)

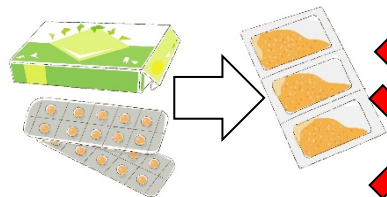
	剤形	点数	予製剤 (20/100)
内服薬 及び 頓服薬	錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤又はエキス剤の内服薬 (投与日数が7又はその端数を増すごと)	20点	4点
	錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤又はエキス剤の頓服薬	90点	18点
	液剤	45点	9点
外用薬	錠剤、トローチ剤、軟・硬膏剤、パップ剤、リニメント剤、坐剤	90点	18点
	点眼剤、点鼻・点耳剤、浣腸剤	75点	15点
	液剤	45点	9点

【算定要件】



【算定要件】

薬価収載されている医薬品に溶媒、基剤等の賦形薬を加え、当該医薬品と異なる剤形の医薬品を自家製剤の上調剤した場合



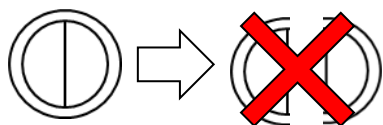
調剤後の剤形等が薬価収載されている場合→算定不可

液剤として、薬機法にて用時溶解とされているものを交付時に溶解した場合→算定不可

成人又は6歳以上の小児に対して矯味剤等を加える必要がない薬剤を6歳未満の乳幼児に対して調剤する場合に、薬剤師が必要性を認めて、処方医の了解を得た後で、単に矯味剤等を加えて製剤した場合は算定可



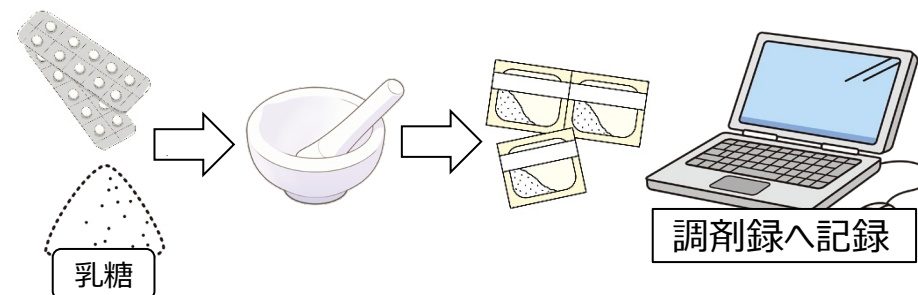
割線のある錠剤を医師の指示に基づき分割した場合は、錠剤として算定する。



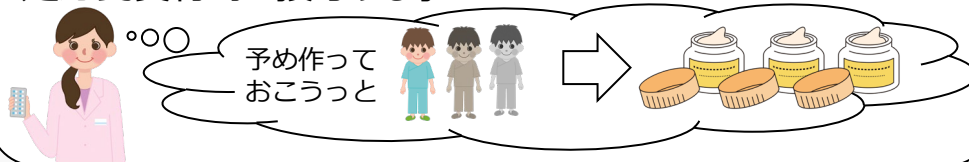
分割した医薬品と同一規格を有する医薬品が薬価収載されている場合→算定不可

自家製剤加算を算定した場合は、計量混合調剤加算は算定不可

賦形剤の名称、分量等を含め製剤工程を調剤録に記載する事



予製剤とは、予め想定される調剤のために、複数回分を製剤し処方箋受付時に投与する事



医薬品の特性を十分に理解し、薬学的に問題ないと判断される場合に限り行うこと



【平成14年4月11日】（問1）【平成16年3月30日】（問1）

自家製剤加算を算定した場合には、計量混合調剤加算は算定できないが、剤が異なる場合は算定可能

別剤【2剤】の場合

Rp1 A錠 2錠 **分2** 14日分
散剤への剤形変更の指示有
Rp2 B液 10ml
C液 10ml **分3** 14日分
D液 10ml

自家製剤加算

+

計量混合調剤加算

同一剤【1剤】の場合

Rp1 A錠 3錠 **分3** 14日分
散剤への剤形変更の指示有
Rp2 B散 1.5g
C散 0.5g **分3** 14日分
D散 1.0g

自家製剤加算

又は

計量混合調剤加算

【平成14年4月11日】（問2）【平成16年3月30日】（問2）

【Q】1回量が1錠に満たない場合など、錠剤を粉砕し乳糖などを賦形して散剤とした場合に等などに使用した乳糖は、薬剤料として別途請求可能か？

【A】賦形剤は請求できるが安定剤、溶解剤、矯味・矯臭剤などは薬価収載されているものであっても算定不可

【平成14年4月11日】（問3）【平成16年3月30日】（問3）

【Q】成人用のカプセル剤をあけて、または錠剤を粉砕して小児用に計量した場合に自家製剤加算を算定できるか？

【A】自家製剤加算の算定要件を満たせば算定可能。但し、小児に対しても適応される医薬品であれば、通常、散剤または水剤があると思われるので、医師に照会を行い、処方変更等の可能性があると考えられ、当該製品がない場合に限る



【平成14年4月11日】（問4）【平成16年3月30日】（問4）

【Q】処方箋に「半錠」の指示がある場合、自家製剤加算は算定可能か？

【A】割線のある錠剤を半分に割る場合は剤形の変更が認められると判断し、算定可能である。割線のない錠剤の場合は、薬物動態及び品質上の問題がないことが前提であり、また、半錠の含量の製品が薬価収載されている場合には算定不可

【平成20年5月9日】（問8）

【Q】自家製剤加算において錠剤の半割を行った場合に算定する区分（錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤又はエキス剤の内服薬。ただし特別の乳幼児用製剤を行った場合を除く。）については、投与日数が7又はその端数を増すごとに所定点数を算定することとされたが、この「投与日数」とは、服用時点に関係なく、実際に自家製剤の上調剤した日数と解釈して良いか？

【A】その通り。隔日投与等の場合であっても実際に自家製剤の上調剤した日数分について算定する。

【平成24年4月20日】（問1）

自家製剤加算及び計量混合調剤加算のうち、「特別の乳幼児製剤を行った場合」の点数は廃止されたが、乳幼児の調剤のために、矯味剤等を加えて製剤した場合や微量のために賦形剤・矯味矯臭剤等を混合した場合には、自家製剤加算又は計量混合調剤加算を算定できる

【平成24年4月27日】（問2）

乳幼児の調剤のために、矯味剤等を加えて製剤した場合や微量のために賦形剤・矯味矯臭剤等を混合した場合は、自家製剤加算又は計量混合調剤加算を算定できるとされているが、当該加算は、乳幼児ごとにその必要性を適切に判断した上で行われるものであって、全ての乳幼児に対して一律に算定できるものではない

【平成24年8月9日】（問2）

自家製剤加算又は計量混合調剤加算については、「疑義解釈資料の送付について（その2）」平成24年4月20日）において、6歳未満の乳幼児に対する特別な製剤を行った場合には算定できることが示されたが、従来通り、成人又は6歳以上の小児のために矯味剤等を加えて製剤した場合や微量のために賦形・矯味矯臭剤等を混合した場合にも算定可能

【平成20年5月9日】（問8）

【Q】自家製剤加算について「調剤した医薬品と同一剤形及び同一規格を有する医薬品が薬価収載されている場合は算定できないこと」とされているが、以下のような場合も同様に算定できないと理解して良いか？

Rp A錠200mg 1回1.5錠 疼痛服用時 （300mg規格が薬価収載されている

【A】同量に相当する300mg錠があるため、算定不可

日医工がお届けする **Stu-GE** は、

医療従事者の方のための医療行政情報サイトです。

ご覧頂ける、テーマ別情報一覧

- ・ 診療報酬改定関連の速報情報
- ・ 診療報酬点数の施設基準や算定要件の情報
- ・ 調剤報酬全点数情報
- ・ 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の施設基準
- ・ DPC/PDPS関連 新規薬価収載に係る包括評価対象外薬剤一覧
DPC公開データを用いた各種医療圏分析
- ・ その他医療制度に関する情報

会員登録は、**無 料**
いますぐ、会員登録サイトで登録を！！

会員特典 1

資料の先行公開

会員特典 2

更新情報をメールでお知らせ



スマートフォンで簡単登録

パソコン画面で入力

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/registrations/index>